

新県民体育館整備事業交通影響検証委託業務 仕様書(案)

第1 一般事項

(1)委託業務名

新県民体育館整備事業交通影響検証委託業務(以下、「本業務」という。)

(2)業務目的

本業務は、新県民体育館整備後の周辺道路への交通影響について、調査・分析・評価を行い、必要な対策案を検討することを目的とする。

(3)対象検討範囲

高知県立県民体育館周辺

(4)業務期間

契約締結日から令和9年3月 31 日まで

第2 業務内容

(1)計画準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで、作業内容、業務工程、人員配置等を記載した業務計画書を発注者に提出すること。

(2)交通状況把握

交通量調査の実施および交通関連ビッグデータ(民間プローブデータ等)の活用を通じて、現況・過去イベント時の交通状況を把握すること。なお、交通関連ビッグデータ(民間プローブデータ等)の購入費は本業務の費用に含むものとする。

(3)将来交通影響検証

新県民体育館整備後における大規模イベント等の開催を想定し、イベント規模、開催時間、来場者の交通手段、駐車場利用等の条件を適切に設定した上で、周辺道路への将来の交通影響について、交通シミュレーション等の適切な手法を用いて調査・分析・評価を行い、必要な交通対策案を検討し、発注者に提案すること。

(4)関係機関協議資料作成

関係機関等に向けた説明用資料(概要版)を作成すること。

(5)打合せ協議

業務着手時、中間打合せ(1回)、成果品納入時の計3回を実施する。その他協議・調整が必要になった場合等、業務の進捗に応じて打合せを実施する。打合せ終了後は速やかに会議録を作成し、発注者に提出すること。

第3 業務要件

各業務は、以下の条件及び適用基準等に基づいて行う。

(1)各報告書等

検討経緯がわかるように整理し管理すること。

(2)情報の取り扱い

受注者は、本業務の遂行に当たり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た

情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。

また、個人情報の取り扱いについても、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年 10月 21 日条例第 34 号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

第4 成果品

受注者は、「第2 業務内容」を取りまとめた完了報告書を発注者が指定する期限までに提出しなければならない。これら成果品の規格等は以下のとおりとする。

なお、成果品の権利は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

(1)規格等

A4判ファイル綴り1部及び電子データ(CD-R等)

(2)留意事項

ア 文書表記は 10.5 ポイント以上を原則とする。

イ 成果品の名称や内容は、発注者と受注者との協議により詳細を決定すること。

ウ 綴りは製本せず、着脱可能な厚型ファイルを使用すること。

エ 綴りは分冊し、背表紙及びインデックスを用いて分かりやすくまとめること。

オ 電子データについては、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式により格納すること。

・文書:Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式

・表、グラフ:Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式

・写真データ:Jpeg 形式

カ 納品するCD-R等には、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダやファイル名を作成し、焼き付けること。

第5 留意事項

(1)業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

(2)委託業務の再委託は、委託業務を履行するうえで再委託によらないと支障が生じる場合を除き原則禁止とし、また、再委託がやむを得ない場合においてもその範囲は必要最小限にとどめるものとする。

再委託を行おうとする場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他契約担当者が必要と認める事項について記載した書面を提出すること。

(3)本業務で使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受注者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことによる著作権等の権利を侵害した時は、受注者はその一切の責任を負うこと。また、本業務で作成された資料等に対する著作権は高知県に帰属するものとする。

(4)本仕様書に違反して改善の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。

(5)本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。